

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

西東京都市計画道路 3・4・24 号田無駅南口線

2 理由

西東京都市計画道路 3・4・24 号田無駅南口線（以下、「西 3・4・24 号線」という。）は、西東京市南町五丁目の西 3・4・24 号線交通広場との接続部を起点とし、西東京市新町三丁目の西東京都市計画道路 3・4・1 号高井戸小平線との接続部を終点とする延長約 1,330 メートルの路線である。

田無駅周辺は、西東京市都市計画マスタープランにおいて、商業・業務施設などの集積する「商業中心拠点」として位置づけている。また、西東京市交通計画において、交通広場とともにアクセス道路を一体整備することが必要であるとしており、駅周辺のまちづくりと連携した早期整備が必要である。

西 3・4・24 号線交通広場は、平成 30 年 3 月 20 日に事業認可を取得し、現在事業を進めている。また、西 3・4・24 号線街路部についても、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、優先整備路線に位置づけ、交通広場の事業の進捗に合わせ、整備に着手する予定である。

一方、現在の田無駅南口駅前周辺では、小規模な商業施設が集積しており、周辺に荷捌き施設がないため、市道 220 号線の路上において荷捌きが発生し車両の通行が錯綜し安全性に課題があることから、通行の安全性や荷捌き施設の設置に関しての市民要望を頂いている。加えて、交通広場とアクセス道路との一体的な整備に伴い、従来の交通が転換されることから、交通結節点への車両の流入について、再検討を行った。

これらの状況を踏まえ、交通広場内に新たに共用の荷捌き場を設けることと交通広場内への円滑な交通動線を確保することで、田無駅付近の交通の円滑化や健全な市街地の発展等を図るため、起点位置の変更及び一部線形の変更を行う。